

KPMG Japan e-Tax News

No.127 9 February 2017



税務情報

国税庁－米国リミテッド・パートナーシップの税務上の取扱いを公表

2017年2月9日、国税庁は「The tax treatment under Japanese law of items of income derived through a U.S. Limited Partnership by Japanese resident partners」(英語のみ)という情報を公表しました。

最高裁判決(2015年7月17日)において、米国デラウェア州リミテッド・パートナーシップ(LPS)が外国法人に該当するとした判断が示されたため、米国 LPS を法人課税の団体として取り扱うべきか疑義が生じていたことを受けて、公表されたものです。

国税庁は、米国 LPS(米国の税務上、法人として取り扱われる選択をしていないもの)を構成員課税の団体として取り扱うこと及び米国 LPS を通じて所得を取得し、日米租税条約におけるその他の要件を満たす日本の居住者は、日米租税条約の特典を受ける権利を有することを明らかにしています。

詳細につきましては、以下の原文をご参照ください。

[The tax treatment under Japanese law of items of income derived through a U.S. Limited Partnership by Japanese resident partners](#) (PDF 38KB)

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2017 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved..

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.